

1 件 名 三浦市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

- (1) 地方公共団体の事務所の位置については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第1項で『条例でこれを定めなければならない』と規定されており、本市においては、三浦市役所の位置に関する条例（昭和30年条例第26号。以下「位置条例」という。）により市役所の位置を規定している。
- (2) 現在、令和8年11月13日までを工期とした市役所新庁舎の建設工事が進んでおり、令和8年中の市役所移転が予定されているが、工事の進捗に伴い、今後新市役所の位置に影響を与える事象は特に認められないこと、位置として定めるべき土地地番に今後の登記等による異動の見込みが無いこと、及び当該地周辺の今後の土地利用や関係行政計画の策定等に際しその基礎となる新市役所の位置を速やかに定めることが適当であるとの観点から、今回、位置条例に規定する市役所の位置を改正するものである。

3 条例の内容

三浦市役所の位置を「三浦市初声町下宮田5番地2」とするもの

4 施行期日

規則で定める日